

資料提供

提供年月日	令和6年5月24日
担当部課名	総務部 秘書課・人事課
担当者名	堤（秘書）、伊吹（人事）
連絡先	0749-65-6501（秘書） 0749-65-6502（人事）

令和6年度組織体制等の一部見直し(副市長2人制等)について

病院再編事業の一層の取り組み加速と喫緊の行政課題に機動的に対応できるよう、副市長を2人体制に強化するとともに、現組織体制の一部を次のとおり見直します。

1 副市長の定数の変更（2人制）について

- 重要政策である「病院再編事業」の一層の推進による「県北の健康医療都市づくり」を強力に進めるとともに、県産業用地の獲得をはじめとする企業誘致促進のための「働く場、活躍の場づくり」や「シビックプライドの醸成」の取組みなど、長浜市総合計画の着実な推進に向け、市長及び副市長の役割分担を明確にしつつ、市政運営全般において、より一層きめ細やかな対応を行うため、厚生労働省から新たに副市長を招聘し、副市長を2人制とする。
- 特に、病院再編事業について、厚生労働省から来ていただくことで、国からの支援を最大限に得て行きたいと考えている。
- 副市長の事務分担は次のとおりとする。

副市長	分担する事務
現 江畑副市長	(1)総務教育常任委員会の所管事務 ア 総務部、未来創造部、市民協働部及び防災危機管理局の所管に属する事務 イ 会計課の所管に属する事務 ウ 教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事務 (2)産業建設常任委員会の所管事務 ア 産業観光部及び都市建設部の所管に属する事務 イ 農業委員会の所管に属する事務

新 副市長	(1)健康福祉常任委員会の所管事務 ア 市民生活部及び健康福祉部の所管に属する事務 イ 病院事業に属する事務
-------	--

※ 本表にかかわらず市長が必要と認めるときは、特に事務を指定して両副市長又は指定する副市長に事務を担当させることができる。

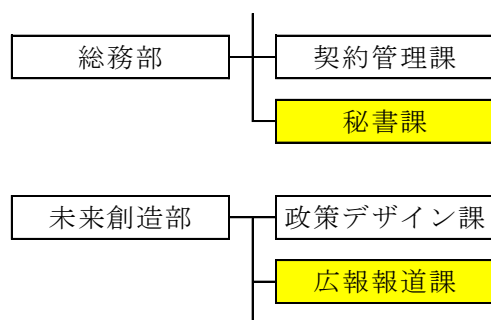
● 参考

- ・ 全国で副市町村長 2 人制以上の市町村 351 団体(R3.4.1 現在)
- ・ 県内で副市長 2 人制の市 3 市:大津市・草津市・東近江市
- ・ 類似団体Ⅲ-2(28 市)で副市長 2 人制の市 16 市
:富士宮市・藤枝市・白山市・各務原市ほか

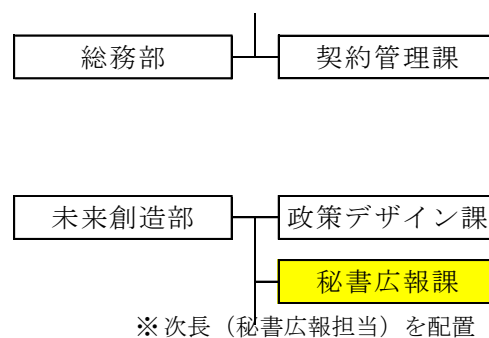
2 秘書課及び広報報道課の再編について

- 副市長 2 人制を受け、組織として市政の重要な意思決定過程を一貫して把握し、企画立案から実行、情報提供に至るまで連携をスムーズに進め、行政サービスの質と効率の向上を図るため、秘書課を未来創造部に移管し、「秘書広報課」として再編する。

< 現行 >



< 再編後 >



3 関係条例

- ・ 長浜市副市長の定数を定める条例の一部改正
- ・ 長浜市事務分掌条例の一部改正

4 施行期日

令和6年7月1日

5 今後の流れ(予定)

6月定例会議会 条例改正、補正予算、人事案件の議案上程